

入 札 説 明 書

件 名

軽油（南地区10月分～12月分）購入

仙台市交通局

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号），仙台市交通局契約規程（昭和39年仙台市交通局規程第23号。以下「規程」という。），仙台市交通局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市交通局規程第23号。以下「特例規程」という。），仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日仙台市交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，仙台市交通局（以下「本局」という。）が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和8年7月31日

2 入札担当部局，問合わせ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号
- (2) 担当課：仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）電話 022-712-8314
- (3) 調達責任者：仙台市交通事業管理者

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名：軽油（南地区10月分～12月分）購入
- (2) 数量：別添仕様書のとおり
- (3) 案件内容：別添仕様書のとおり
- (4) 納入場所：別添仕様書のとおり
- (5) 契約期間：令和8年10月1日から令和8年12月31日まで

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本局の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和8・9・10年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。

また，当該資格において営業種目を「石油燃料」で登録している者であること。

- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 公告に示した購入物品について，以下に定める書類等を提出し，当該物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること。

① 供給証明書

② 入札参加申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は，4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため，次に

従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本局から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4 (1) の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4 に掲げる事項のうち 4 (1) 以外の事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4 (1) に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時ににおいて 4 (1) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書
（添付書類）

② 供給証明書（別添様式 1）

③ 申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）

イ 提出期間：令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 8 月 21 日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。郵送の場合は、令和 8 年 8 月 21 日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号
仙台市交通局総務部財務課（契約管財係） 電話 022-712-8314

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 一般競争入札参加申請書の様式は、本局ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>

(3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本局の審査により行うものとし、その結果は令和 8 年 9 月 1 日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(4) 上記 (3) に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記 (1) ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、令和 8・9・10 年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4 (1) に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 申請様式：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 申請方法：仙台市競争入札参加資格申請フォーム（随時登録）より申請

なお、事前に電話連絡をしたうえで申請すること（電話番号 022-214-8124）。

<https://logofrm.jp/form/3PrJ/965159>

ウ 申請期間：令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 8 月 7 日午後 5 時まで

(2) 令和８・９・１０年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の申請期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) ４(1)に掲げる令和８・９・１０年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、４(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、次に従い営業種目の追加を行うことができる。

ア 申請様式：入札参加資格登録事項変更届（「変更事項」欄に「種目の追加」と記載し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記載すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書等の pdf データを添付すること。）

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/sankashikaku/henko.html>

イ 申請方法：仙台市競争入札参加資格申請フォーム（登録事項の変更）より申請
なお、事前に電話連絡をしたうえで申請すること（電話番号 022-214-8124）。

<https://logoform.jp/form/3PrJ/965159>

ウ 申請期間：令和８年７月３１日から令和８年８月７日午後５時まで

7 仕様書に対する質問

(1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：５(1)イに同じ。

ウ 提出場所：５(1)ウに同じ。

エ 提出方法：５(1)エに同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和８年９月１日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和８年９月１１日 午後３時３０分

ただし、郵便による入札の受領期限は令和８年９月１０日とする。

(2) 場 所：〒980-0801仙台市青葉区木町通一丁目４番１５号

仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）庁舎５階入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市交通局総務部財務課契約管財係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-712-8314）。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

(1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(18)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本局から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
- ア 件名 **（軽油（南地区10月分～12月分）購入）**
 - イ 入札金額 **（1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価）**
 - ・なお、予定数量は、あくまでも想定であり、約束する使用量ではない。実際の使用量が、予定使用量に満たない場合であっても、本局は一切の責を負わない。
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「仙台市交通事業管理者」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名及び押印。ただし、押印を省略する場合には、本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記入すること。
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。
- 郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆

記用具は使用しないこと)。

- (15) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (16) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (17) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市交通局職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。その場合、入札の執行回数は2回を限度とする。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本局より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書(「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。)
- (4) 入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名(代理人の氏名)の記載のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 当該入札の辞退を表明している入札書(辞退届その他の書類を投函した場合も含む。)

(16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市交通局職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規程第10条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本局と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本局と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案，規程及び特例規程による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は，入札後，この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については，すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり，一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお，一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- ☐ 一般競争入札参加申請書
- ☐ 供給証明書（別添様式1）
- ☐ 申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- ☐ 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- ☐ 身分を確認できるもの

（マイナンバーカード，自動車運転免許証，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。写真付名刺，資格確認書は不可。）

- ☐ 代理人が入札する場合は，委任状（本局様式に限る。）
- ☐ 入札書（本局様式に限る。）
- ☐ 入札用封筒
- ☐ 見積書（本局様式に限る。）

整理番号	南一
------	----

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

申請人住所

会社(商店)名

氏 名

印※

電話番号 () —

物品等又は特定

役務の名称(件名) 軽油(南地区10月分～12月分)購入

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1. 供給証明書(様式1)

2. 申請日直近の購入物品の規格を証明する書類(試験成績分析表)

注 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時(登録時)において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名(任意) 氏名 電話

本件担当者 部署名(任意) 氏名 電話

Email:

(様式1)

整理番号

南一

供 給 証 明 書

令和 年 月 日

仙 台 市 交 通 事 業 管 理 者 様

(元売業者)

住 所
会社(商店) 名
氏 名

(入札者)

住 所
会社(商店) 名
氏 名

元売業者である_____と入札者である_____

(以下「入札者」という。)は、仙台市交通局の入札案件に際して、入札者が契約を締結した場合には、当該購入物品を仙台市交通局に対して、平素はもとより降雪等による交通まひ、地震その他の災害時においても、優先して安定供給に最大限努めるとともに迅速かつ確実に供給することを証明します。

記

1. 購入品目 軽油
2. 購入予定数量 782kl
3. 規格 JIS軽油使用ガイドライン(JIS K2204・東北地域)に沿ったJIS規格以上のもの。
4. 納入期間 令和8年10月1日(木)から令和8年12月31日(木)まで

質 疑 応 答 書

件名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

※回答は、入札説明書の 7 (2)により行います。

質 問 事 項		回 答

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

入 札 書

件 名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

入札金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

令和 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

会社(商店)名：

氏 名：

印※

（注） 委任をうけて入札する場合には，受任者名で入札すること。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名，氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

見 積 書

件 名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

見積金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，
仙台市交通局契約規程を守り見積いたします。

令和 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

会社(商店)名：

氏 名：

印※

(注) 委任をうけて見積する場合には，受任者名で見積すること。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名，氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

委任状

令和 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

住 所

委任者

氏 名

印※1

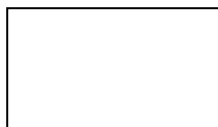
私は を代理人と定め令和 年 月 日
仙台市交通局において行う下記件名の入札（見積）に関する一切の権限
を委任します。

記

件 名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

受任者は次の印鑑を使用します。※2

使 用 印 鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

〔 記 載 例 〕

※本人の場合

見積書も同じ要領で記入します

入 札 書

件 名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	○	○	○	○	○

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市交通事業管理者 様

印は，競争入札参加資格名簿登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合，下部の責任者及び担当者欄を記入します。

会社(商店)名： △△△△株式会社

氏 名： 代表取締役 ○○ ○○ 印※

(注) 委任をうけて入札する場合には，受任者名で入札すること。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名，氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

入 札 書

件 名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市交通事業管理者 様

委任状に押印した「使用印鑑」を押印します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者
及び担当者欄を記入します。（委任状の使用印鑑欄
も空欄とします。）

会社(商店)名： △△△△株式会社

氏 名： 代理人 □□ □□

印※

（注） 委任をうけて入札する場合には、受任者名で入札すること。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

〔記載例〕

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙台市交通事業

住 所
委任者
氏 名

競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者
(受任者の登載がある場合は受任者) 名で作成し、
登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を
使用します。

※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及
び担当者欄を記入します。

印※1

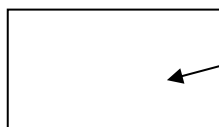
私は □ □ □ □ を代理人と定め令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
仙台市交通局において行う下記件名の入札（見積）に関する一切の権限
を委任します。

記

件 名 軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入

受任者は次の印鑑を使用します。※2

使 用 印 鑑



印は、この委任状で入札に関する委任を
受けた者（実際に入札に参加する者）の
私印を押印します。

※押印は省略できます。その場合、下部
の責任者及び担当者欄を記入します。

※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

〔 案 〕 印

契 約 番 号
第 自 8-83 号

物 品 供 給 単 価 契 約 書

品名または名称	軽油（南地区 10 月分～12 月分）購入	単 位									
仕 様	仕様書のとおり	リットル									
契 約 単 価	<table><tr><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td><td>十</td><td>銭</td><td>厘</td></tr></table> 軽油引取税を含む		十	万	千	百	十	円	十	銭	厘
十	万	千	百	十	円	十	銭	厘			
納 入 場 所	川内営業所・霞の目営業所・長町営業所										
契 約 期 間	令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで										
契 約 保 証 金	免 除										
その他特約事項	消費税及び地方消費税額は、代価支払いの際に加算する。										

仙台市が自動車運送事業に関して上記の物品の供給を受けるにあたり、仙台市交通事業管理者を発注者、消費税及び地方消費税に係る

〔 課 免 税業者物品供給人を受注者と

として、次の条項により物品供給単価契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、発注者及び受注者はそれぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 1 5 号
氏 名 仙台市交通事業管理者 吉 野 博 明 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条 受注者は、頭書の定めるところにより、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が提示した仕様書等により明示しない事項であっても、供給上必要欠くべからざる事項については、契約金額を変更することなく当然履行する義務があるものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 11 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(定義)

- 第2条 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(適用)

- 第3条 頭書に定める事項は、この契約期間中、発注者と受注者の間に締結される頭書物品（以下「物品」という。）の供給契約について、その共通事項として適用する。

(供給契約)

- 第4条 供給契約は、発注者が納入の依頼を行い、受注者が物品の納入を承諾することによって成立する。

(物品の確保)

- 第5条 受注者は、常に発注者の納入依頼に応じられるよう必要量を確保していなければならない。

(物品の納入及び検査)

- 第6条 受注者は、物品を発注者が納入の依頼を行った際に指定した期限までに、納入場所に持参、発注者の指定する係員に引渡すものとし、発注者は、物品受領後10日以内に検査するものとする。
- 2 物品の納入は、前項の検査に合格したときこれを完了するものとする。
- 3 第1項の検査において、発注者が必要と認めるときは、納入物品の一部を分解し、分析することができる。この場合において、分解又は分析に要した費用および分解又は分析の結果生じた物品のき損、減量等により生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
- 4 発注者が必要と認めたときは、物品の製作中に検査人を常時又は随時に派遣して検査をさせ、又は、指示をさせることができる。
- 5 発注者が、検査の結果、頭書の仕様等契約について定めた事項に適合しないと認めるときは受注者は、発注者の指定する期限内に物品を取替え、又は、修理その他の補足をしなければならない。

(物件の引渡)

- 第7条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(一般的損害)

- 第8条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(契約代金の支払い等)

- 第9条 受注者は、頭書の物件のすべてについて第7条の規定による引渡し後、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第10条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協

議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、物件が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 納入期限内に物件を納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- 二 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第22条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の物件を納入させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の物件の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既納入部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
 - ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 七 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 暴力団（仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者の代表役員等（要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ロ 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用して

いると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ヘ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

ト イからヘに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団等排除に係る報告義務）

第15条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（受注者の催告による解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償の予定）

第18条 受注者は、第13条第6号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税が含まれた額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（発注者の損害賠償請求等）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 納入期限内に物件を納入することができないとき。

二 この物件に契約不適合があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税が含まれた額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 物件の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によっ

て受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号において、納入期限後に納入の見込のあるときは、発注者は、第1項の損害賠償に代えて、受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに、違約金を請求することができる。
- 6 前項の違約金は、遅延物件の代金につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第9条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第21条 発注者は、納入された物件に関し、第7条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 引き渡された物件の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第22条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約外の事項）

第23条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

軽油購入仕様書

(南地区10～12月期)

- 1 購入品目 軽油
- 2 履行期間 令和8年10月1日～令和8年12月31日
- 3 発注予定数量 782kl
- 4 規 格

JIS軽油使用ガイドライン(JIS K2204・東北地域)に沿ったJIS規格以上のもの。

5 納入場所及び納入時間帯

- ① 納入場所は次に掲げる自動車部の営業所とする。
 - i. 長町営業所 : 仙台市太白区長町五丁目8-18
 - ii. 川内営業所 : 仙台市青葉区荒巻字三居沢1
 - iii. 霞の目営業所 : 仙台市若林区かすみ町9-1
- ② 納入時間帯は、指定納入日の午前7時30分から午前10時までの間とする。なお、長町営業所に限り道路規制のため、午前9時から午前11時までの間とする。但し、燃料タンクの在庫状況により、納入時間を指定する場合がある。

6 発注及び納入方法

- ① 1回当りの納入数量は原則として、6kl以上とする。
- ② 毎週の納入日は原則として、長町営業所は月・木曜日、川内営業所は火・金曜日、霞の目営業所は月・水・金曜日とする。但し、気象条件等により燃料タンクの在庫状況が僅少になった場合には、この限りではない。
- ③ 納入日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日(以下合わせて「祝日等」という。)にあたる場合にも、納入を依頼することができる。
- ④ 担当課は、毎週木曜日(その日が祝日等にあたる場合には、その日以前の土曜日、日曜日又は祝日等以外の日)の12時までに、翌週の納入日及び必要納入数量について、ファックスで発注することとする。
- ⑤ 契約業者は、受注日の翌日12時まで(その日が祝日等にあたる場合には、受注日当日の18時まで)に、受注内容及び各納入場所への納入予定時間を、担当課に電話又はファックスで連絡することとする。
- ⑥ 納入日、時間、数量を変更する場合には、納入日の前日12時までに電話又はファックスで連絡することとする。
- ⑦ 納入日当日、納入予定数量より少ない数量の納入となる場合に発生する費用等については、契約業者にて善処すること。

7 検 査

- ① 納入に際しては、納品書(出荷基地が明記されているもの。)を提出し、当局係員の指示に従い納入し、当局係員の立ち会いのもとに検査を受けなければならない。
- ② 当局が必要と認めた場合には、納入品の抜き取り検査を行うことがある。検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。

8 非常時の供給

地震その他の災害時において、当該物品の安定供給の確保を行うものとする。

9 代金の支払方法

契約業者は、当該物品を納入した翌月10日までに、前月に納入した物品の代金を請求することとし、当局は請求があった日から30日以内に支払うものとする。

10 その他

- ① 給油口の形状、口径等は、受注業者が事前に調査し、納入にあたって支障のないよう準備することとする。
- ② 上記内容に疑義が生じた場合には、当局係員の指示によるものとする。

[担当課：交通局自動車部運輸サービス課管理調整係]